



平成31年度地域自殺対策強化交付金事業等 に関する連絡事項

平成31年2月18日

厚生労働省 社会・援護局 総務課 自殺対策推進室

平成31年度予算案の概要 (社会・援護局総務課 自殺対策推進室)

事 項	平成30年度 予 算 額 千円	平成31年度 予 算 案 千円	差 ▲ 減額 千円	備 考
自殺対策関係	3,083,057	3,135,050	51,993	
(1) 地域自殺対策強化交付金	2,599,724	2,625,761	26,037	自殺対策基本法第14条に基づき、地域の実情に応じた自殺対策を行う地方公共団体や民間団体の取組を支援。
(2) 自殺総合対策推進センター運営事業費	150,369	176,952	26,583	自殺総合対策推進センターにおいて、自殺対策を総合的に推進するための調査研究、先進的な取組や自殺の実態に関する情報の収集・提供等を実施。
(3) 地域自殺対策推進センター運営事業費	213,957	213,931	▲26	地域における自殺対策を総合的に推進するため、都道府県及び政令指定都市に地域自殺対策推進センターの設置を進めしており、平成31年度当初までに全国67箇所への設置が完了する見込。
(4) その他(日本省費)	119,007	118,406	▲601	自殺予防週間(9月10日～16日)・自殺対策強化月間(3月)の普及啓発費、「こころの健康相談統一ダイヤル」の事業費等

自殺総合対策の推進

平成31年度予算案 31億円(平成30年度31億円)

[内訳]

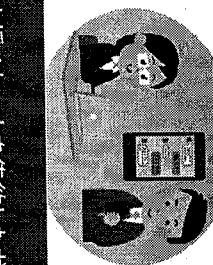
自殺総合対策大綱に掲げた数値目標>
自殺死亡率を平成38年までに
平成27年比で30%以上減少

1. 地域自殺対策強化交付金

- 自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、地域自殺対策強化交付金による地域の実情に応じた実践的な自殺対策の取組を支援する。
- 若者が日常的に利用するSNS等を活用した相談・支援を強化するとともに、居場所を含めた地域の適切な社会資源につなぐための体制を構築する。

SNS等を活用した若者向けの
相談・支援強化
(実施: 民間団体 交付率: 定額)

居場所づくり・地域の社会資源につなぐための体制構築(モデル事業)
(実施: 地方公共団体 交付率: 10/10)



相談支援ノハウを集約したガイドライン(30年度作成予定)等を活用した相談・支援を推進。



30年度の実践的研究の成果を踏まえた、若者が悩みを気軽に話すことができる居場所づくりの推進、地域の社会資源につなぐための人員の配置等。

2. 地域自殺対策推進センターへの支援等

地域自殺対策推進センターが管内市町村における自殺対策を支援できるよう運営費を確保するとともに、自殺総合対策推進センターによる地域自殺対策推進センター等への支援により、地域における自殺対策を効果的に推進する。

地域の自殺対策の効果的な推進
(実施: 自殺総合対策推進センター)
補助率: 定額



地域自殺対策推進センターに対しても、きめ細かな支援を行うための人員を自殺総合対策推進センターに配置。

平成31年度の地域自殺対策強化交付金について

平成30年12月7日付事務連絡

標記については、財務省と調整を行った結果、別紙のとおり、一部の事業メニューにおいて、交付率及び交付対象となる範囲等を変更することとなりましたので、お知らせいたします。

また、より効率的に事業を実施できるよう、都道府県と市町村の役割分担を明確にした上で、地域の実情に応じて広域的な実施をご検討くださいますようお願いいたします。特に、外部講師を招いた研修会や講演会等の開催に際し、謝金等の講師料が発生している一方で参加者が少人数であるなど、非効率と思われる事業が見受けられますので、このような事例は積極的に広域実施への見直しをご検討ください。都道府県・市町村において、限られた予算を効果的・効率的に活用いただくために、御理解のほどお願いいたします。

平成31年度地域自殺対策強化交付金の変更内容（解説）

【趣旨】

限られた予算を、より効果的・効率的に活用していくために、事業内容や交付率の見直しを行います。

事業メニュー	変更内容の解説
地域特性 重点特化事業	<ul style="list-style-type: none"> 他の事業メニューによる取組を効果的かつ効率的に実施することを目的に、地域の課題等に対して、特に重点的に行う取組であることを明確化するため、見直しを行います（事前・事後評価の厳格化、上限の設定）。 事前・事後評価については、国において申請様式や記載項目を定めることとし、各自治体において十分な検証・評価等を行っていただきます（詳細内容は別途連絡予定）。
災害時 自殺対策事業	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害により、自殺リスクが高まっている場合に、災害発生から一定期間における対応に限定した事業メニューとするものです。 対象となる災害については、従前通り、原則、災害救助法の適用を受けた災害とします。 また、事業メニュー「災害時自殺対策継続支援事業」を新設し、引き続き対応が必要な事業に関しては、この新規事業メニューの活用により、一定期間経過後の事業を支援します。 災害発生に備えた事業については、①～⑨の事業メニュー（6ページの一覧参照）で実施することとします。
ハイリスク地 対策事業	<ul style="list-style-type: none"> 自殺のハイリスク地における、パトロールや自殺企図者の一時保護、看板、監視カメラ等の設置、関係機関の連携体制構築などをを行う事業に交付対象を限定し、障壁等の整備は交付対象から除外します。
自殺未遂者支援・ 連携体制構築事業	<ul style="list-style-type: none"> 連携体制立ち上げを支援するものとして、事業実施1年目に限り交付率10/10とします。なお、これまで実施してきた事業について、31年度も継続する場合は、31年度の事業を1年目としてカウントします。 原則、都道府県で実施しますが、市町村がそのまま二次医療圏になる場合には、当該市町村も事業を実施することができます。

- ◆ 地域自殺対策推進センターにおいては、自殺総合対策推進センターが支援を行いますので、連携の上ご対応くださいますようお願いいたします。

平成31年度地域自殺対策強化交付金の変更内容

変更となる事業メニュー	現行交付率	変更内容
地域特性重点特化事業	10/10	<p>【上限額の設定等】</p> <p>当該事業は、従前より各自治体にて①課題の分析、②事業目的・内容、事業効果、達成目標、③事後検証・評価を整理した申請を受け付け、審査の上採択することとしておりますが、申請時の事前・事後評価を厳格に求めます。また、この事業メニューで一旦と同一事業を続けることのないよう、事業の成果を踏まえて他の事業メニューへ移行させることを前提とします。その上で、当該事業の交付申請可能額は多くても、都道府県の場合は都道府県事業の交付申請総額の3割、市町村の場合は各市町村における交付申請総額の3割まで（市町村については、交付申請総額が300万円に満たない場合は、90万円まで）とします。</p> <p>【交付対象範囲の変更】</p> <p>災害に備えた事業については、「人材養成事業」（交付率1/2）等で実施することとし、災害を受けた後に実施する事業のみ交付対象とします。</p> <p>【交付率の一部変更】</p> <p>災害を受けた後に実施する事業について、災害発生から一定期間が経過した後は交付率2/3に変更します（交付率2/3の新設事業メニュー「災害時自殺対策継続支援事業」で実施）。「一定期間」とは、原則、激甚災害に指定された災害については災害発生から3年経過後の年度末までで、その他の災害については「災害発生から1年経過後の年度末まで」とします。</p>
災害時自殺対策事業	10/10	<p>【交付対象範囲の変更】</p> <p>障壁等の整備は、交付対象から除外します。</p>
ハイリスク地対策事業	10/10	<p>【実施主体の制限】</p> <p>当該事業は、二次医療圏以上での連携体制の構築を想定しておりますので、原則、都道府県で実施することとします。市町村で実施する場合は、「自殺未遂者支援事業」（交付率2/3）で実施することとします。</p> <p>【交付率の一部変更】</p> <p>事業実施1年目により交付率10/10とし、2年目以降も事業を継続する場合は「自殺未遂者支援事業」（交付率2/3）で実施することとします。</p>
自殺未遂者支援・連携体制構築事業	10/10	

平成31年度地域自殺対策強化交付金事業メニュー一覧（変更後）

事業メニュー	事業内容	交付率
① 対面相談事業	相談会（個別・総合）の実施、対面相談窓口の設置・運営、訪問相談の実施 電話、メール、SNS等による相談窓口の設置・運営 行政機関等の相談担当者、NPO法人・ボランティア団体等の関係団体職員、一般住民等を対象とするデータキーパー等の自殺対策に関する人材養成	1/2
② 電話相談事業	・上記実施に係る指導員・講師の養成 ・自殺予防に関する啓発（パンフレット・チラシ等の広報媒体の作成・配布、シンポジウムの開催等）	
③ 人材養成事業	自死遺族関係団体等に対する活動等の支援（分から合いの会、法律面・生活面の相談支援）	
④ 普及啓発事業	自死遺族関係団体等に対する活動等の支援（分から合いの会、法律面・生活面の相談支援）	
⑤ 自死遺族支援機構構築事業	都道府県・市町村計画の策定に係る情報収集・分析等の実施	
⑥ 計画策定実態調査事業	若年層対策事業 若年層向けの対面相談、電話相談、人材養成、普及啓発（研修等の周知のための配布物の作成はポスター、チラシの類に限る）の各事業	
⑦ 若年層対策事業	深夜電話相談強化事業 深夜から早朝（22時から翌5時）にかけての電話、メール、SNS等による相談窓口の設置・運営	2/3
⑧ 深夜電話相談強化事業	自殺未遂者支援に関する事業（ただし、⑪に関するものを除く）	
⑨ 自殺未遂者支援事業	自殺未遂者支援に関する事業（ただし、⑪に関するものを除く）	
⑩ 災害時自殺対策組織支援事業	【新設】 ①～⑩のうち、地域特性を踏まえて重点特化する取組であり、当該地域の自殺が減少することが見込まれるもので厚生労働省が認める事業 大規模な災害により自殺リスクが高まっている場合に、災害発生から一定期間における対応	
⑪ 地域特性重点化事業	自殺のハイリスク地（自殺多発地域）における対策の実施（パトロールの実施等）	10/10
⑫ 災害時自殺対策事業	ハイリスク地対策事業	
⑬ ハイリスク地対策事業	自殺未遂者支援のための医療機関等との連携体制の構築	
⑭ 自殺未遂者支援・連携体制構築事業	構築事業	

平成31年度地域自殺対策強化交付金事業の変更に係る補足

【計画策定実態調査事業】

○計画策定後の進捗管理に関する事業については、計画の進捗を検証・評価するための会議を、外部機関や外部関係者を集めて開催する場合に限り、年1回分の開催経費について交付対象とします。

【自殺未遂者支援・連携体制構築事業】

○実施主体は原則都道府県ですが、市町村がそのまま二次医療圏になる場合は、その市町村も本事業の実施主体として、実施可能です。
○事業実施1年目に限り交付対象としていますが、既に本事業を実施しており、平成31年度も継続する場合は、平成31年度を1年目とします。

平成31年度地域自殺対策強化交付金(事業)に係る留意事項について

平成30年12月20日付事務連絡

平成31年度地域自殺対策強化交付金(事業)に係る留意事項について 平成30年12月20日付事務連絡

- 3 都道府県及び市町村においては、自殺対策基本法第13条に基づき、都道府県自殺対策計画、市町村自殺対策計画の策定・見直しをしていただいておりますが、平成30年度中に策定・見直しを行っていない自治体は、平成31年度中に策定・見直しを完了してください。

計画の策定・見直しにあたっては、以下の参考資料等を参考に、当該自治体の実情に応じたものとなるよう、地域自殺対策推進センター（都道府県）による支援のもと、当該自治体において主体的に作成していただこうとが重要と考えております。

① 地域自殺実態プロファイル
② 地域自殺対策政策パッケージ
https://jiscc.nicnp.go.jp/file/pdf/20171218_policypackage_01.pdf

③ 市町村自殺対策計画策定の手引き
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/joho-12000000-Shakaijengokyoku-Shakai/0000186730.pdf>

したがって、計画の策定・見直し業務に關し、コンサルタント会社への委託を行う場合であっても、アンケート調査の集計業務や集計結果の分析業務など、部分的な業務の委託については本交付金の対象としますが、計画策定・見直し業務全体を委託する場合は本交付金の対象としないこととしておりますので、予めご承知ください。

4 平成31年度においては、別紙「平成31年度地域自殺対策強化交付金事業メニュー・事業内容・交付率一覧」の事業内容で実施予定です（地域自殺対策強化事業実施要綱の改正案については追ってお示します）。このうち、以下の内容に合致する事業について、積極的な実施をご検討ください。

A 地域の様々な分野の施策や資源を活用し、人々や組織の密接な連携やネットワーク化を特に促進する事業（関係機関の連携による総合相談会の実施、自治体の全職員等を対象とするゲートキーパー養成研修の実施、関係機関の業務を互いに学び合う研修会の実施等）。

イ 若者をはじめとする住民の孤立を防ぐための居場所づくりを目的とする事業

ウ 自殺未遂者が受診中から退院後まで継続的に適切な支援を受けられるようにするための事業

エ 「SOSの出し方に関する教育」を主たる目的とした事業

都道府県においては、管内の市町村から申請のあった事業について、当該事業の必要性・妥当性や、都道府県事業との重複等を厳正に審査した上で、真に必要な事業のみ申請してください。

また、平成30年12月7日付事務連絡「平成31年度の地域自殺対策強化交付金について」でも触れありますように、都道府県と市町村の役割分担を明確にした上で、地域の実情に応じて地域的な実施をご検討くださいますようお願いいたします。特に、外部講師を招いた研修会や講演会等の開催に際して、謝金等の講師料が発生している一方で参加者が少人数あるなど、非効率と思われる事業が見受けられますので、このような事例は積極的に広域実施への見直しをご検討ください。

なお、事業を立ちぬく費用に充當するため、<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-tyokai/seisaku-tyokai.html>

なるが、事業を効率的に実施し、その結果を適切に評価して次年度以降の事業の立案に反映させるPDCAサイクルを回すことは、自殺対策の実効を上げていく上で不可欠であり、また、本交付金による各事業が効果的・効率的に実施され、自殺対策として成果を上げていることを適切に説明できることは、国において今後とも必要な予算を確保していく上での前提ともなりますので、特段のご留意をお願いいたします。

地域自殺対策政策ハッケニシにおいて、基本ハッケニシの二つとして位置づけられている「SOSの出し方に
関する教育」を学校と地域の専門家が協力・連携して推進していくため、「児童生徒の自殺予防に向けた困難
な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について」
(平成30年1月23日文部科学省初等中等教育局児童生徒課長・厚生労働省大臣官房参事官(自殺対策担当)
連名通知)において、「SOSの出し方に關する教育」は本交付金の「普及啓発事業」又は「若年層対策事業」
に該当するとともに、「地域特性重点特化事業」にも該当し得る旨明示しておりますので、地域の実情に応じて
積極的に「SOSの出し方に關する教育」を実施してください。なお、「児童生徒の自殺予防に向けた困難な事
態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の教材例について」(平
成30年8月31日文部科学省初等中等教育局児童生徒課・厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室連名
事務連絡)に教材例を示しておりますので、参考にしてください。

平成31年度地域自殺対策強化交付金(事業)に係る留意事項について

平成30年12月20日付事務連絡

才 従来型の電話を持たない若者等を対象とした、無料通話アプリに対応した相談事業（電話番号を持たず、電話はアプリ間の無料通話機能を使っている若者が多いため、その無料通話機能を使って相談を受け付ける事業）

（参考：すでに取り組んでいる京都府の事例）

・体制：通常の電話相談1回線・LINE電話相談1回線を、2名体制・9人のシフト制で対応。

・使用機器：スマートフォンを携帯電話会社からレンタル（1台につき月額8,000円程度）。

・経費：通常の電話相談の一部をLINE電話相談に変更することによる経費の増は、スマートフォンのレンタル代のみ。

・事 例：自殺サイトをいくつも閲覧し、ツイッターと一緒に自殺者を募集している方に会うなど強い自殺願望を持っていた20代女性について、LINE電話での相談をきっかけに数度の連絡を行い、警察による保護につなげ、自殺を防止した。

・実績：29年度の年代別相談件数

年代	全 体	内 部					
		通常の電話相談		LINE電話相談		外部	
		新規	継続	新規	継続	新規	継続
10代	95	41	54	43	27	16	52
20代	483	220	263	350	178	172	133
30代	284	122	162	209	104	105	75
40代	349	128	221	221	105	106	138
50代	132	66	66	113	59	54	19
60代	42	19	23	42	19	23	0
70代	8	6	2	8	6	2	0
80代	3	3	0	3	3	0	0
90代～	0	0	0	0	0	0	0
不明	114	101	13	103	92	11	9
合計	1,510	706	804	1,082	593	489	428
						113	315

平成31年度地域自殺対策強化交付金(事業)に係る留意事項について

平成30年12月20日付事務連絡

5 電話相談については、我が国における自殺は深夜と早朝にピークを形成していること、および深夜も受け付けている電話相談の集計(例を見ても深夜帯の件数は他の時間帯に比べて多くなっていること等を踏まえ、深夜電話相談強化事業（深夜（22時）から早朝（5時）にかけて実施する電話等の相談事業を新たに実施する場合の経費を補助）の積極的な活用を図っていただくようお願いいたします。

6 地域特性重点特化事業については、特にPDCAが重要であり、自治体において課題の分析、事業の効果等の検証、評価を行ったものに限って申請いただくようお願いいたします。指定の申請様式にて申請いただくこととしておりますので、詳細は追ってご連絡いたします。

7 予算の範囲内で交付することとなりますので、予めご承知ください。

平成31年度地域自殺対策強化交付金にかかる「居場所づくり・地域の社会資源につなぐための体制構築モデル事業」の公募について 平成30年12月20日付事務連絡

1. 事業名・補助率 「居場所づくり・地域の社会資源につなぐための体制構築モデル事業」 ※事業メニュー「地域特性重点特化事業」（交付率：10/10）として実施

2. 事業目的

SNS相談から具体的な支援につなげる場合を含め、若者が悩みを気軽に話すことができる居場所づくりを推進するとともに、自治体の自殺対策担当者が生活困窮者自立支援制度などの各分野の窓口へ支援を行い、居場所を含めた地域の適切な社会資源へ確実につなげるための体制を構築する。

さらに本事業によって得られた事例等を全国に横展開することにより、全国の自治体において円滑に社会資源へつなぐための体制整備を図る。

3. 事業内容・公募要件

- (1) 実施主体は市町村とする。
- (2) 以下の事項を実施すること (①～③のすべてを実施することが望ましい)。

- ①現状の把握
 - ア. 管内にある各施策における居場所や居場所となり得る社会資源（以下「居場所等」という。）を踏まえ、若者支援に資する居場所等を把握し、一覧表にまとめること。
 - イ. 管内居場所等からヒアリングを行い、自殺対策の観点から、居場所等が現在果たしている機能と不足していると思われる機能を把握・整理すること。なお、実施の際は、平成30年度の「若者に向けた効果的な自殺対策に関する先駆的実践事業（居場所づくりに対する支援に資する実践的事業）」における居場所等関係事業者へのヒアリング結果（来年度はじめ頃に提供予定）を踏まえること。

平成31年度地域自殺対策強化交付金にかかる「居場所づくり・地域の社会資源につなぐための体制構築モデル事業」の公募について 平成30年12月20日付事務連絡

②つなぎを行うための体制準備

「府内関係窓口職員及び管内の居場所等関係事業者に対し、以下の研修を実施すること（アヒイの両方実施できると望ましい）。また、研修実施直後及び一定期間後（半年後等）に研修受講者へのアンケートを実施し、研修の有効性を評価すること。

ア. ゲートキーパー養成研修

※テキストは任意。厚生労働省ホームページ掲載テキストの使用可。

イ. SOSの出し方に關する教育の趣旨について研修

※平成30年8月31日付文部科学省初等中等教育局児童生徒課、厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室連名事務連絡「児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対応の仕方を身に付ける等のための教育の教材例について」を適宜使用すること。

③つなぎの実践

ア. 自殺対策担当部局に、自殺リスクのある若者等と府内関係窓口及び居場所等との調整役となる職員を配置すること。

イ. 自殺リスクのある若者等に対しては、抱えている悩みを把握した上で、府内関係窓口と連携を取りながら、①アでまとめた一覧表を活用して適切な居場所等へつなぐこと。なお、連携に際し、平成30年10月1日付厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）、厚生労働省社会・援護局地域福祉課長連名通知「生活困窮者自立支援制度と自殺対策施策との連携について」の内容も参考にすること。

また、現在、国からの補助を受けた団体によりSNS相談を実施しているが、SNS相談事業者が相談者を地域の社会資源につなげられずに抱え込んでしまう状況が見られるところであり、こうした相談者を身近な地域で支えられるようにしていくことが重要である。このため、SNS相談事業者からの支援依頼には適切に対応・連携すること。

ウ. ①イを踏まえて、必要に応じて新規の居場所等を創出するほか、自殺リスクのある若者等が適切な支援を受けられるよう、既存の居場所等への介入・改善を行うこと。

エ. 府内関係窓口や居場所等の職員との連絡会議を定期的に実施し、居場所等へのつなぎ方やつないだ後の状況等を意見交換するとともに、課題点、改善策等を協議し、事業に反映していくこと。

平成31年度地域自殺対策強化交付金にかかる「居場所づくり・地域の社会資源につなぐための体制構築モデル事業」の公募について

平成30年12月20日付事務連絡

4. 事業名・補助率

- (1) 本事業は、別途、調査研究事業を立ち上げ、本事業の進捗や対応事例等を調査研究事業にて検証することを予定しているため、事業実施中に事業進捗や対応事例等の報告を求めることがある。
- (2) 地域特性重視事業は、平成31年度交付分から、申請時に上限を設けているが、この「居場所づくり・地域の社会資源につなぐための体制構築モデル事業」については、上限の枠外で申請できることとする。

5. 選定市町村数

10市町村程度

6. 予算額

- 1 市町村あたり上限5,600千円を目指す。
- 主な使途としては、職員配置経費（人件費）、会議経費（旅費、会場借料、印刷製本費、会議費、通信運搬費、消耗品費）、新規の居場所創出経費（会場借料、謝金、旅費）を想定している。

7. 選定にかかる業務

- (1) 本事務連絡、応募様式の作成（市町村）
- (2) 応募様式の国への提出（市町村→都道府県→厚生労働省）
- (3) 事業実施市町村の選定（厚生労働省）
- (4) 選定された市町村への通知（厚生労働省→都道府県→市町村）

居場所づくり・地域の社会資源につなぐための体制構築モデル事業

